

大情審答申第 342 号
平成 25 年 6 月 24 日

大阪市教育委員会
委員長 長谷川 恵一 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 24 年 7 月 27 日付け大市教委第 1265 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った平成 24 年 6 月 15 日付け大市教委第 900 号による部分公開決定（以下「本件決定」という。）に対する異議申立ては、異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていると認められるので、実施機関は却下すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 24 年 6 月 1 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「もと住吉青少年会館付設体育館における平成 23 年度暫定利用の収支報告書」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、「もと住吉青少年会館付設体育館における平成 23 年度 暫定利用の収支報告書」を特定した上で、公開しない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

記

「条例第 7 条第 2 号に該当
（説明）

法人等の印影については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しない

ため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 6 月 29 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「行服法」という。）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

公開された収支報告書に看過できないミスがあるので指摘する。

①前年度繰越金において、2010 年度会計決算報告では次年度繰越金は 356,314 円となっており、10 円の差額がある。なぜ違うのか。

②対象期間を示す 至：2,012 年 3 月 31 日は何か。値札か。なぜコンマがあるのか。

③左側にパンチ穴があるが、この担当は報告書の内容も精査せず、只綴じ込んでいるのか。

もう二度と間違いのある文書を市民に公開するな。至急、数字の正しい文書の公開を求めろ。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

異議申立人から非公開部分に関する公開の可否についてではなく、第 3 に記載の指摘を受けた。

この指摘については、実施機関の確認が不十分であったため、気付かなかったものである。今後こういったことがないように十分留意する。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 本件決定について

(1) 平成 23 年 1 月 28 日付け大情審答申第 285 号（以下「先例答申」という。）について

当審査会は、先例答申において、異議申立ての趣旨が、実施機関が対象文書として特定した公文書の誤記載の訂正と原決定の取消しを求めるといふ実施機関の公文書管理に係る事務処理上の問題に関する指摘であり、公文書の再作成を求めるとい

う異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていることは明らかであり、行服法第 47 条第 1 項に基づき不適法となることから、却下すべきであると判断している。

(2) 本件決定について

本件異議申立ては、先例答申における異議申立てと趣旨が同一であり、先例答申における異議申立ての適法性についての判断を変更すべき事情の変化も認められないことから、これと同一の判断に至った。

3 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 曾我部真裕、委員 金井美智子

(参考) 答申に至る経過

平成 24 年度諮問受理第 60 号

年 月 日	経 過
平成 24 年 7 月 27 日	諮問
平成 24 年 12 月 26 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 25 年 3 月 8 日	審議 (論点整理)
平成 25 年 3 月 26 日	審議 (答申案)
平成 25 年 5 月 10 日	審議 (答申案)
平成 25 年 6 月 7 日	審議 (答申案)
平成 25 年 6 月 24 日	答申